

高知工業高等専門学校国際交流室規則

制 定 平成22年 8月 1日

一部改正 平成28年 2月18日

(設置)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第6項の規定に基づき、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に高知工業高等専門学校国際交流室（以下「国際交流室」という。）を置く。

(目的)

第2条 国際交流室は、本校における国際教育研究交流及び留学生交流の推進を図るとともに、外国の大学等との交流協定に基づき海外に派遣する学生（以下「海外派遣学生」という。及び外国人留学生（以下「留学生」という。）の教育と生活の支援や交流先での教職員、学生の危機管理等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 国際交流室は、次の業務を行う。

- (1) 本校と海外の機関・大学等との交流に関すること。
- (2) 留学生に関すること。
- (3) 教職員・学生等の海外研修に関すること。
- (4) 本校が実施する国際交流事業により、外国の機関・大学等を訪問している教職員・学生等の危機管理に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

(組織)

第4条 国際交流室は、次の教職員で組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長 若干人
 - (3) 校長が指名する教員 若干人
 - (4) 総務課長
 - (5) 学生課長
 - (6) その他校長が特に必要と認めた者
- 2 室長に事故ある時は、副室長がその職務を代行する。職務を代行する副室長は予め、室長が指名する。
- 3 室長は必用がある場合、副室長に担当を命じることができる。

(任期)

第5条 国際交流室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 国際交流室に関する事務は、総務課において処理する。ただし、留学生及び学生の海外研修等に関連するものについては学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、国際交流室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に就任する委員の任期は、第7条本文の規定のかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知工業高等専門学校国際交流室の運営について

制 定 平成22年8月 1日
一部改正 平成27年2月19日

高知工業高等専門学校国際交流室規則第7条の規定に基づき国際交流室の運営について、次のとおり定める。

第1 国際交流室の円滑な運営を図るため、国際交流室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- (1) 室長は、必要に応じ連絡会を主宰する。
- (2) 室長が必要と認めるときは、国際交流室の教職員以外の者を連絡会に出席させ意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。